

イギリスの年金制度の概要

～ 年間非課税限度額と生涯非課税限度額を中心に ～

2020年12月23日

年金総合研究所

主席研究員 佐野 邦明

(注) 本資料はイギリス政府のホームページ等に基づいて筆者が作成したものであり、ありうべき誤り等は筆者の責に帰するものです。

CONTENTS

- ◆ イギリス年金制度の概要
- ◆ 職域年金制度に関する税制
- ◆ イギリスの非課税限度額に関するまとめ

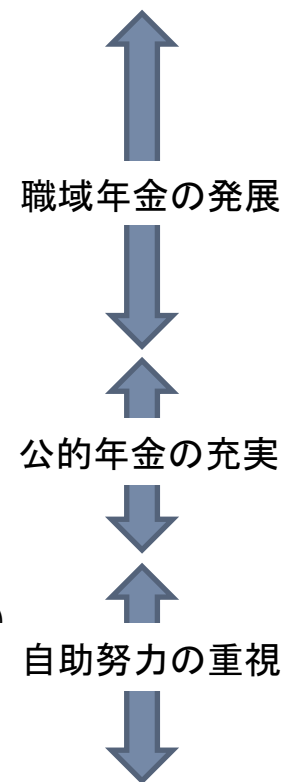
【参考資料】

- ① 私的年金制度に関する税制変遷の概要
- ② 年間非課税限度額・生涯非課税限度額の推移
- ③ イギリスの個人所得税率
- ④ 税法で定める「支払額確定時点(BCE)」
- ⑤ 登録年金制度の概要
- ⑥ 適用除外制度の概要

イギリス年金制度の概要 (1)

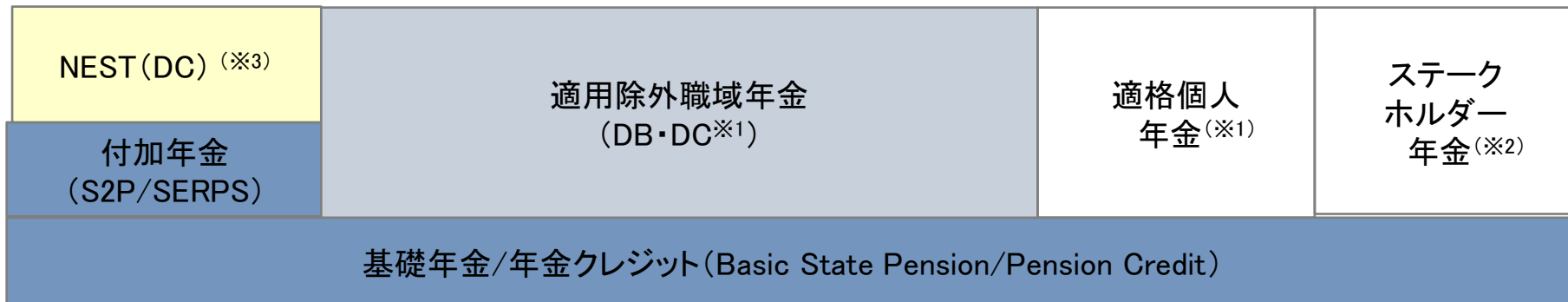
【イギリスの年金制度略史】

1601年	エリザベス救貧法(非拠出)	(1600年 関ヶ原の戦い)
1834年	新救貧法(非拠出)	
1834年 ~1998年	国家公務員・軍人・警察官・教員の職域年金制度創設	
19世紀末 ~20世紀初	民間部門での職域年金制度導入	
1908年	非拠出の老齢年金制度創設	
1925年	拠出制の老齢年金制度の創設(1911年に創設された国民保険制度の一部門)	
1922年 ~1925年	地方公務員・消防士の職域年金制度創設	
1950年代	民間部門での職域年金制度の普及・拡大	
1959年	国民年金法 差等年金(公的年金報酬比例2階部分) & 適用除外制度の創設	
1975年	社会保障法 公的年金2階部分の充実	
1986年	社会保障法 職域年金への強制加入禁止 & DC・個人年金による適用除外導入	
2004年	金融法 私的年金制度の税制改正(年間非課税限度額・生涯非課税限度額導入)	
2008年	年金法 自動加入制度の導入	
2012年	2007年年金法によりDC職域年金・個人年金による適用除外廃止	
2015年	年金法 公的年金1階部分の簡素化と公的年金2階部分・適用除外制度の廃止	

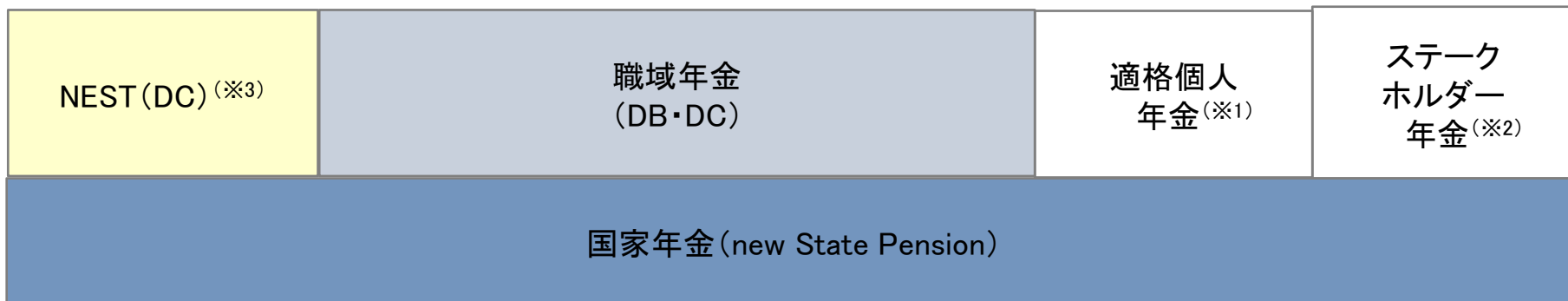


イギリス年金制度の概要 (2)

【被用者年金制度の体系:2015年4月5日まで】



【被用者年金制度の体系:2015年4月6日以降】



※1 適格個人年金による適用除外は2012年4月6日に廃止

※2 ステークホルダー年金は低コストの個人年金。適用除外は2012年4月6日に廃止

※3 2012年に導入された自動加入のDC制度

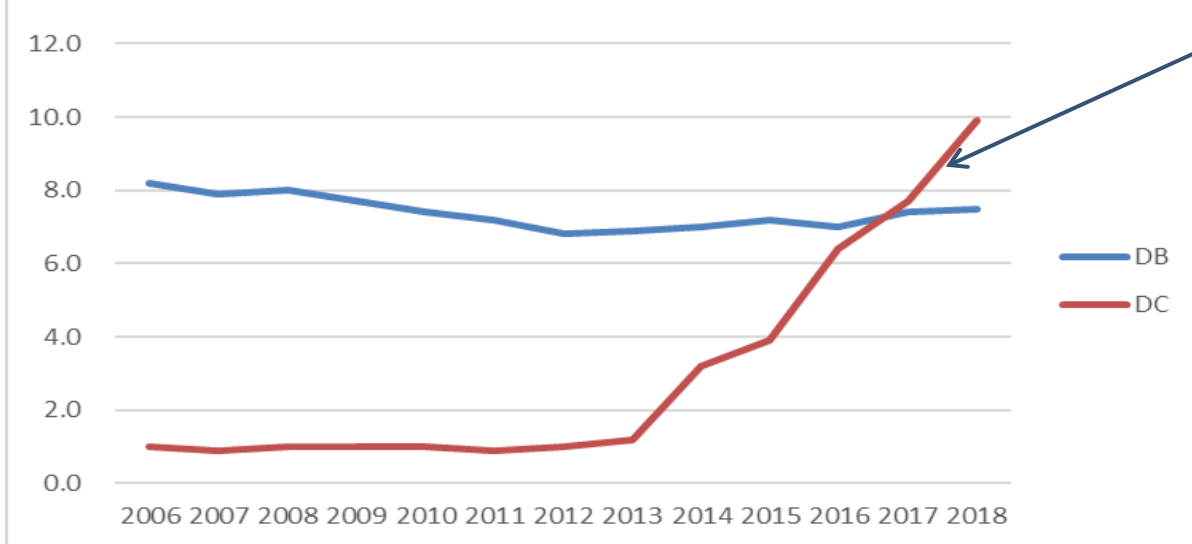
イギリス年金制度の概要（3） ～ 制度別対象者数

年次別DB・DC制度の状態別人数推移

(人数単位:百万人)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
加入者数													
DB	8.2	7.9	8.0	7.7	7.4	7.2	6.8	6.9	7.0	7.2	7.0	7.4	7.5
DC	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.2	3.2	3.9	6.4	7.7	9.9
待期者数													
DB	8.1	8.5	8.8	8.9	8.8	9.2	9.5	9.6	9.5	10.5	10.3	10.1	10.1
DC	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
受給者数													
DB	8.2	8.5	8.8	9.0	8.6	8.7	8.9	9.0	8.9	9.8	11.0	10.4	10.5
DC	1.2	0.9	1.1	1.1	1.2	1.1	1.3	1.2	1.7	2.2	4.4	5.5	7.5
合計													
DB	24.5	24.9	25.5	25.6	24.8	25.1	25.2	25.5	25.4	27.3	28.3	27.8	28.1
DC	2.3	1.9	2.1	2.2	2.3	2.1	2.4	2.4	5.0	6.2	10.9	13.3	17.5

制度別加入者数推移

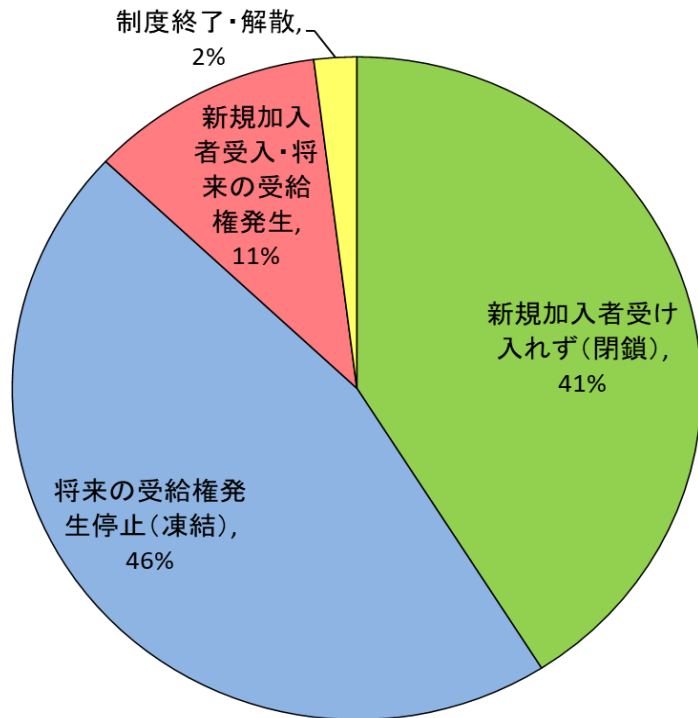


2012年10月から「職域年金制度への自動加入」措置が企業規模に応じて段階的に導入されている(NEST※の創設)

- ※NEST
 中低所得者向けのDC年金
 掛金率は所得下限を超える報酬に対して以下の率
- ①被用者本人:4%
 - ②事業主 :3%
 - ③国 :1%(税還付)

イギリス年金制度の概要（４）～ DBの現状 ①

2020年3月末のDB制度※の状態（制度数ベース）



※「DB制度」にはハイブリッド制度を含む

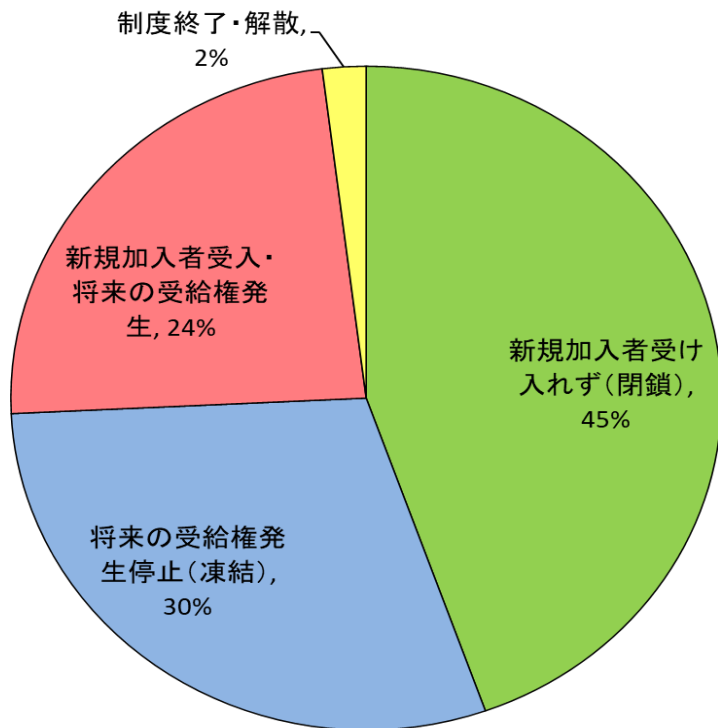
年次別DB制度の状態推移（制度数ベース）

年次	受給権発生	閉鎖	凍結	終了・廃止
2006	43%	44%	12%	1%
2007	36%	45%	16%	2%
2008	31%	50%	17%	2%
2009	27%	52%	19%	2%
2010	18%	58%	21%	2%
2011	16%	58%	24%	2%
2012	14%	57%	26%	2%
2013	14%	54%	30%	2%
2014	13%	53%	32%	2%
2015	13%	51%	34%	2%
2016	13%	50%	35%	2%
2017	12%	47%	39%	2%
2018	12%	46%	41%	1%
2019	11%	44%	44%	1%
2020	11%	41%	46%	2%

イギリスPPF「Purple Book 2020 Figure 3.1～3.4」から作成

イギリス年金制度の概要 (5) ~ DBの現状 ②

2020年3月末のDB制度の状態(対象者数ベース)



年次別DB制度の状態推移(対象者数ベース)

年	受給権発生	閉鎖	凍結	終了・廃止
2006	66%	32%	2%	1%
2007	50%	46%	3%	0%
2008	44%	52%	4%	0%
2009	37%	59%	4%	0%
2010	34%	60%	5%	1%
2011	31%	62%	6%	0%
2012	28%	64%	8%	0%
2013	23%	65%	12%	0%
2014	22%	62%	15%	0%
2015	22%	62%	16%	0%
2016	19%	60%	20%	1%
2017	21%	55%	24%	0%
2018	21%	53%	25%	0%
2019	21%	52%	27%	0%
2020	24%	45%	30%	2%

※「DB制度」にはハイブリッド制度を含む

イギリスPPF「Purple Book 2020 Figure 3.5 ~ 3.7」から作成

イギリス年金制度の概要（6）～ DBの現状 ③

2020年3月末のDB制度の状態・対象者の内訳

（人数単位：千人）

	新規加入者あり	新規加入者なし （閉鎖）	新たな受給権発生 なし （凍結）	期中制度終了	合計
現役加入者	668.7 7%	349.4 4%	0.0 0%	0.0 0%	1,018.1 11%
待期者	876.0 9%	1,980.0 20%	1,711.7 17%	20.5 0%	4,588.2 46%
受給者	795.3 8%	2,155.9 22%	1,275.1 13%	39.3 0%	4,265.6 43%
合計	2,340.0 24%	4,485.3 45%	2,986.8 30%	59.8 1%	9,871.9 100%

※「DB制度」にはハイブリッド制度を含む

イギリスPPF「Purple Book 2020 Figure 3.8」による

私的年金制度に関する税制（1） ～ 現在の課税原則

【イギリスにおける一定の要件を満たす登録年金制度※に対する課税は{EET}】

◆ 拠出段階

- ① 被用者本人が拠出した掛金は年収の範囲内であれば非課税(Tax Relief)
- ② 事業主が拠出した掛金は事業主の損金、かつ、被用者本人の所得とはみなさない
- ③ 「年間非課税限度額(Annual Allowance)」を超過した「受給権発生」があった場合は超過額は被用者本人の所得とみなされて課税(Annual Allowance Charge)

◆ 運用収益は非課税

◆ 給付段階

- ① 年金原資の25%相当額は非課税で受給可能
- ② 年金原資の75%相当額は所得として課税
- ③ 受給開始時点で年金原資が「生涯非課税限度額(Lifetime Allowance)」を超えた場合は、超過額に対してペナルティ(Lifetime Allowance Charge)

※ 「登録年金制度」は参考資料参照

イギリス政府ホームページ「Income Tax Overview」(アクセス日:2020年9月3日)による

私的年金制度に関する税制（１）～ 非課税限度額の導入 ①

◆ 2004年金融法施行前（2006年4月5日以前）は、職域年金制度（DBおよびDC）※への加入時期によって税制上の規制が異なっており、また、個人年金制度（DC）でも加入時期によって税制上の規制が異なっていた。

◆ 職域年金（DB & DC）

年金額＝給付算定給与×1/60×加入年数（DB）

掛金額＝掛金算定給与×掛金率

⇒ 加入時期によって給付算定給与の上限が異なる
（DBの給付額上限が加入時期によって異なる）

⇒ 加入時期によって掛金算定給与（事業主拠出部分・本人拠出部分）の上限が異なる

⇒ DCの給付額（個人勘定残高）には明確な上限なし

◆ 個人年金

掛金額＝掛金算定給与×掛金率

⇒ 加入時期によって「年間拠出額」または「掛金拠出算定給与」の上限が異なる

⇒ 加入時期によって「掛金率」の上限も異なる

⇒ 給付額（個人勘定残高）には明確な上限なし

イギリス財務省公表資料「Simplifying the taxation of pensions: increasing choice and flexibility for all（December 2002）」による

※ DBの職域年金制度は1978年から2016年まで、DCの職域年金制度は1988年から2012年まで「適用除外」

私的年金制度に関する税制（3） ～ 非課税限度額の導入 ②

- ◆ イギリス政府は2004年金融法の施行により、「年間非課税限度額」、および、「生涯非課税限度額」による拠出段階と給付段階における、税制の簡素化・統一化を図った
- ◆ イギリス政府が想定した税制改正の狙い・効果
 - ① 全ての国民に引退後の収入確保に同一の機会を提供すること
 - ② DB・DC共通の税制を構築すること
 - ③ 年金制度設計の自由度を拡大すること
 - ④ 税制改正による国民への影響を最小限度とすること^(注)
 - ⑤ 年金制度の管理コストを大幅に軽減すること

(注) 税制改正の影響を受ける者はほとんど存在しないように年間非課税限度額・生涯非課税限度額の水準を決定したとしている(影響を受ける者は「1,000人未満」と推計)

私的年金制度に関する税制 (4) ～ 年間非課税限度額 ①

- ◆ 2020課税年度における年間非課税限度額(Annual Allowance)は $£40,000$ ※1
⇒ DB・DCともに「年間に付与された取り消し不能の受給権の金額」でチェック
(未使用枠は3年間繰越可能)
- ◆ DCの場合
「本人拠出掛金額+事業主拠出掛金額等※2」の合計額
- ◆ DBの場合
給付算定式に基づく年金原資の増加額(=年間年金増加額 $\times 16$)※3
年間年金増加額=課税年度末年金額-前課税年度末年金額 $\times (1+r)$
r:物価上昇率
- ◆ 16倍の根拠※3
 - ✓ 47歳の加入者が59歳から終身年金(遺族年金あり)を受給
 - ✓ 年金の実質価値維持が前提
 - ✓ 予定利率は年齢に応じて3.25%~1.75%(物価上昇率控除後のネット)
- ◆ 年間非課税限度額を超過した場合は、超過額を当該年度の所得とみなして課税

※1 イギリスの課税年度は「4月6日から翌年の4月5日」。各課税年度における年間非課税限度額は参考資料に記載。

※2 事業主以外の第三者(例:配偶者)が本人のために拠出する掛金額も想定

※3 イギリス政府アクチュアリー一局「Reducing the Annual Allowance Setting the valuation factor 13 October 2010 (Trevor Llanwane, Government Actuary Government Actuary Department)」による

私的年金制度に関する税制 (5) ~ 年間非課税限度額 ②

◆ 「Pension Tax Manual 063320」に記載されている計算例

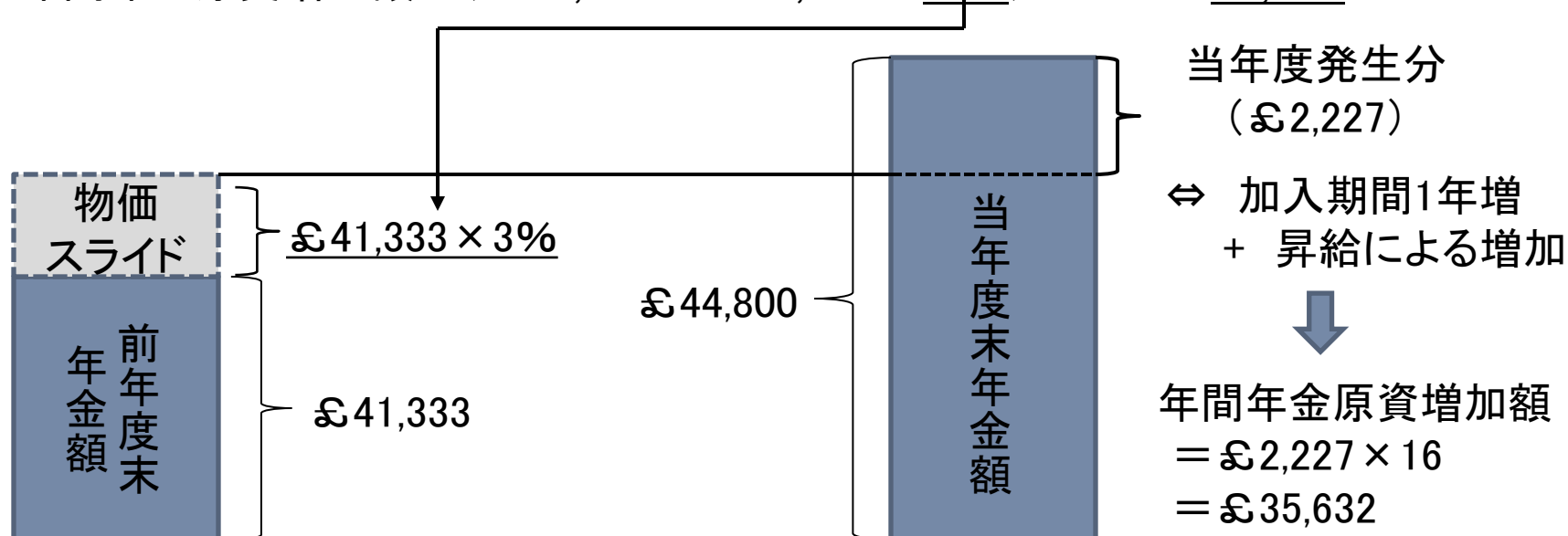
前年度末報酬年額が ¥80,000、加入期間31年

当年度末報酬年額が ¥84,000、加入期間32年

前年度末年金額 = ¥80,000 × 31/60 = ¥41,333

当年度末年金額 = ¥84,000 × 32/60 = ¥44,800

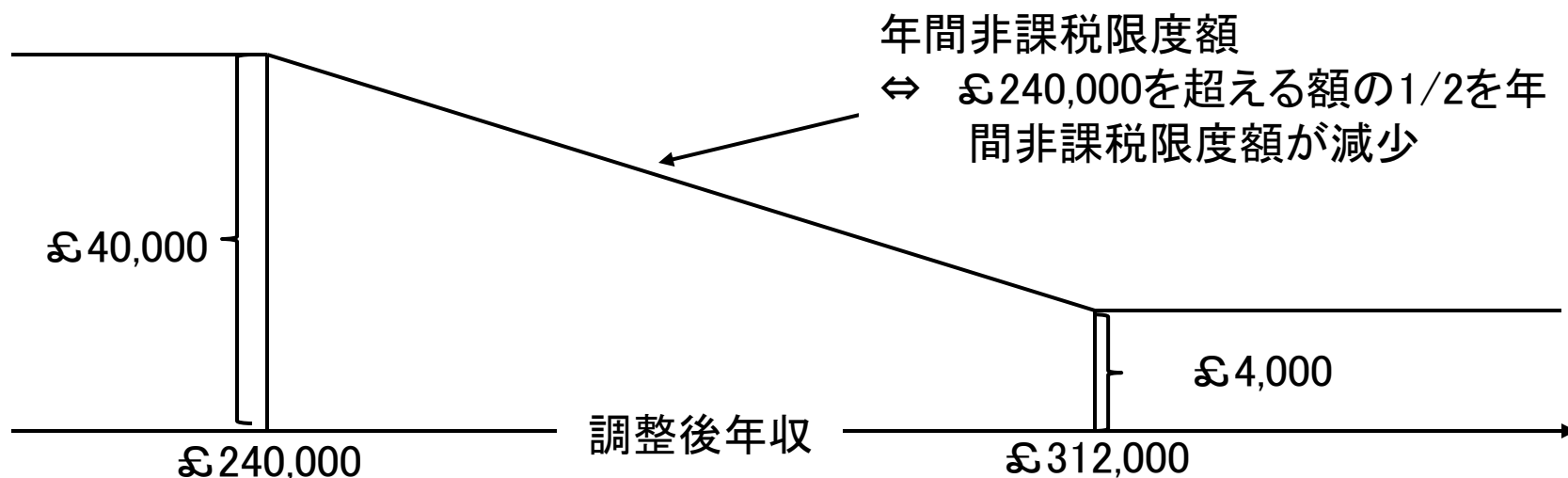
年間年金原資増加額 = (¥44,800 - ¥41,333 × 1.03) × 16 = ¥35,632



私的年金制度に関する税制 (6) ~ 年間非課税限度額 ③

- ◆ 一定水準以上の高所得者に対しては、2015年金融法 (Finance Act 2015) により年間非課税限度額の減額措置 (Tapered Annual Allowance) 導入 (2016課税年度から)

調整後年収 (Adjusted Income) が £240,000 を超え、かつ、基準年収 (Threshold Income) が £200,000 を超える者は、調整後年収を超える額の1/2が非課税限度額から控除 (控除する額の上限は £36,000)



(注) 調整後年収: 事業主拠出分の掛金額を本人の年収に加えた額

基準年収: 事業主掛金を加えない本人の年収

基準年収が £200,000 以内であれば、調整後年収が £240,000 を超えても年間拠出限度額の調整は行われない

私的年金制度に関する税制 (7) ～ 生涯非課税限度額 ①

- ◆ 2020課税年度における生涯非課税限度額(Lifetime Allowance)は£1,073,100
⇒ DB・DCともに支払額確定時点^{※1}における「発生済受給権の金額」でチェック
- ◆ DCの場合:「支払額確定時点における個人勘定残高」でチェック
- ◆ DBの場合:「支給開始時の年金額×20」^{※2}
- ◆ 「20倍」の根拠^{※2}
 - 年金支給開始年齢:60歳
 - 配偶者に対する遺族年金額:本人と同額(終身)
 - 支給開始後の年金額改定:小売物価指数にスライド
- ◆ 生涯非課税限度超過を超過した場合、超過額に対してペナルティ
- ◆ ペナルティは「過去の年間非課税限度額の優遇措置の取り消し」

※1 法令上は「支払額確定時点(Benefit Crystallisation Events:BCE)」という。通常は「支給開始時点」だが、本人が拠出を任意で継続できる個人年金制度も登録年金制度の対象であるため、75歳到達時点等、様々な時点が想定されている(参考資料)

※2 イギリス政府「Simplifying the taxation of pensions:the Government's proposals December 2003(HM Treasury)」および「The Government's estimates of the impact of the pensions lifetime allowance 9 March 2004(National Audit Office)」

私的年金制度に関する税制 (8) ～ 生涯非課税限度額 ②

◆ ペナルティの額

年金(複数年にわたる段階的な引出しも含まれる)の場合

⇒ 超過額の25%を年金原資から控除(減額)し、残額を年金として支給

一時金の場合

⇒ 超過額の55%が年金原資から減額され、残額を一時金として給付

◆ 生涯非課税限度額の創設時・減額時には、ペナルティの対象とならないように「保護措置(Primary protection, Enhanced Protection, Fixed Protection)」を適用

◆ 複数の制度に加入していた者は、それぞれの制度の支払額確定時点で生涯非課税限度額のチェックを行う(年金原資の比率による管理)

※1 法令上は「支払額確定時点(Benefit Crystallisation Events:BCE)」という。通常は「支給開始時点」だが、本人が拠出を任意で継続できる個人年金制度も登録年金制度の対象であるため、75歳到達時点等、様々な時点が想定されている(参考資料)

※2 イギリス政府「Simplifying the taxation of pensions:the Government's proposals December 2003(HM Treasury)」および「The Government's estimates of the impact of the pensions lifetime allowance 9 March 2004 (National Audit Office)」

私的年金制度に関する税制 (9) ～ 生涯非課税限度額 ③

◆ 複数制度の加入履歴がある者の生涯非課税限度額管理の例 (Pension Tax Manual 081000)

① 第1回目の年金額確定時点で年金原資 £150,000が確定

当該時点における生涯非課税限度額は £1,500,000

⇒ 第1回目の年金額確定時点で使用した生涯非課税限度額は10%

(£15,000 ÷ £1,500,000 = 10%)

⇒ 生涯非課税限度額の残存率は90%

② 第2回目の年金額確定時点で年金原資 £450,000のが確定

当該時点における生涯非課税限度額は £1,800,000

⇒ 第2回目の年金額確定時点で使用した生涯非課税限度額は25%

(£450,000 ÷ £1,800,000 = 25%)

⇒ 第2回目の年金額確定時点終了後の残存生涯非課税限度額は65%

(100% - 10% - 25% = 65%)

イギリス政府「Simplifying the taxation of pensions : the Government's proposals December 2003 (HM Treasury)」および「The Government's estimates of the impact of the pensions lifetime allowance 9 March 2004 (National Audit Office)」

イギリスの非課税限度額に関するまとめ ～ 個人的感想

- ◆ イギリスの非課税限度額は「取り消し不能の発生済受給権」の存在により、制度設計・税制ともに複雑化
- ◆ 年間非課税限度額・生涯非課税限度額の導入は複雑化した取り扱いの簡素化が目的
- ◆ 日本でDB・DC共通の非課税限度額を検討する際にイギリスの状況は参考になると思われるが相違点に留意

【参考資料】

本資料の著作権は当研究所に帰属します。テキスト等の引用や転用については当研究所同意の上、出典を明記してのご利用をお願いします。

【参考①】私的年金制度に関する税制変遷の概要（1）

◆ 職域年金制度の税制上の規制の変遷

制度加入時期	掛金	給付
1989年～2004年	<ul style="list-style-type: none"> ① 従業員掛金率の上限は掛金算定給与の15% ② 従業員負担掛金の掛金算定給与に上限あり ③ 事業主掛金の掛金算定給与には上限なし ④ 退職者が掛金を拠出して新たな受給権を発生させることはできない 	<ul style="list-style-type: none"> ① 給付算定給与には従業員拠出掛金と同額の上限あり ② 年金額は最終給付算定給与の2/3以下（年金額＝給付算定対象給与×1/60×加入年数） ③ 年金制度から支給できる非課税の一時金額は、「支払開始時点の年金額の2.5倍」、または、「給付算定対象給与×3/80×加入年数） ④ 年金支給開始年齢は55歳以上75歳以下
1987年～1988年	同上	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入20年以上で退職した者の年金額上限は最終給付算定給与の2/3 ② 給付算定給与に上限なし ③ 一時金額の算定式は上記と同様だが、非課税上限額が¥150,000に設定
1970年～1987年	同上	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入10年以上で退職した者の年金額上限は最終給付算定給与の2/3 ② 加入20年以上の非課税一時金上限額給は付算定給与の1.5倍 ③ 給付算定給与に上限なし
1970年より前	<ul style="list-style-type: none"> ① 従業員掛金率の上限は掛金算定給与の15% ② 掛金算定給与に上限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入期間20年以上で退職した者の年金額の上限は給付算定対象給与（上限なし）の2/3 ② 年金制度から一時金を給付することはできない

イギリス財務省公表資料「Simplifying the taxation of pensions: increasing choice and flexibility for all (December 2002)」

【参考①】私的年金制度に関する税制変遷の概要（2）

◆ 個人年金制度の税制上の規制の変遷

制度加入時期	掛金	給付
1989年～2004年	<ul style="list-style-type: none"> ① 掛金の非課税上限額は、年間 $\text{円}3,600$、または、掛金算定給与に年齢に応じた掛金率を乗じた額のいずれか高い額 ② 掛金率には年齢に応じた上限あり ③ 掛金算定給与には職域年金制度と同額の上限あり 	<ul style="list-style-type: none"> ① 給付額に対する上限なし ② 年金原資の25%を非課税の一時金として受給することが可能
1988年以前	<ul style="list-style-type: none"> ① 掛金の非課税上限額は、掛金算定給与に年齢に応じた掛金率を乗じた額 ② 掛金率には年齢に応じた上限あり ③ 掛金算定給与に上限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ① 積立てた年金原資で終身年金を購入しなければならない ② 年金額に応じて、年金に換えて非課税の一時金の受給も可能

【参考②】年間非課税限度額・生涯非課税限度額の推移

◆ 年間非課税限度額・生涯非課税限度額見直しの状況

課税年度	生涯非課税限度額	年間非課税限度額
2006年度	£ 1,500,000	£ 215,000
2007年度	£ 1,600,000	£ 225,000
2008年度	£ 1,650,000	£ 235,000
2009年度	£ 1,750,000	£ 245,000
2010年度	£ 1,800,000	£ 255,000
2011年度	£ 1,800,000	(注1) £ 50,000
2012年度	(注1) £ 1,500,000	£ 50,000
2013年度	£ 1,500,000	£ 50,000
2014年度	(注2) £ 1,250,000	(注2) £ 40,000
2015年度	£ 1,250,000	£ 40,000
2016年度	(注3) £ 1,000,000	£ 40,000
2017年度	£ 1,000,000	£ 40,000
2018年度	£ 1,030,000	£ 40,000
2019年度	£ 1,055,000	£ 40,000

(注1) 2011年金融法 (Finance Act 2011) により引下げ

(注2) 2013年金融法 (Finance Act 2013) により引下げ

(注3) 2016年金融法 (Finance Act 2016) により引下げ

(出所) イギリス政府「Briefing Paper CBP-5091, 10 June 2019 Restricting pension tax relief (House of Commons Library)」を参照して作成した

【参考③】イギリスの個人所得税率

◆ 2020課税年度におけるイギリスの所得税率は以下のとおり。

① スコットランド以外の居住者

	課税対象収入	所得税率
非課税 (Personal Allowance)	£ 12,500以下	0%
基準税率 (Basic rate)	£ 12,501 ~ £ 50,000	20%
高税率 (Higher rate)	£ 50,001 ~ £ 150,000	40%
追加税率 (Additional rate)	£ 150,000超	45%

② スコットランドの居住者

	課税対象収入	所得税率
非課税 (Personal Allowance)	£ 12,500以下	0%
最低税率 (Starter rate)	£ 12,501 ~ £ 14,585	19%
基準税率 (Basic rate)	£ 14,586 ~ £ 25,158	20%
中間税率 (Intermediate rate)	£ 25,159 ~ £ 43,430	21%
高税率 (Higher rate)	£ 43,431 ~ £ 150,000	41%
最高税率 (Top rate)	£ 150,000超	46%

(出所) イギリス政府ホームページ「<https://www.gov.uk/income-tax-rates> (アクセス日: 2020年8月13日)」から作成

【参考④】税法で定める「支払額確定時点(BCE)」(1)

- ✓ 年金受給が開始された(とみなされる)事象(Benefit Crystallisation Events: BCE)には2015年に実施された「拠出建制度の受給方法の弾力化(Pensions Freedom)」によって複雑化している。
- ✓ 登録年金制度の制度管理者はBCEが生じた場合には、生涯非課税限度額を年金原資が超過しているか否かを必ずチェックしなければならない。
- ✓ BCEは、複数の制度に加入している場合には複数発生する可能性があり、また、個人年金に加入している場合には受給開始時期が本人の裁量に任される場合もある。BCEの概要は以下の通りである。

【BCEの概要】

① 年金支給開始の場合のBCE

BCE1: 拠出建制度において、年金制度が加入者に対して年金引出しを指示した場合

BCE2: 加入者が年金制度で定める年金給付の受給開始年齢に到達したとき

BCE3: 支給開始済の年金で「あらかじめ定められた年金増額を上回る増額」が発生した場合

BCE4: 拠出建制度において加入者が終身年金給付を受給したとき

(出所) イギリス政府「Pension Tax Manual PTM031100」を参照して作成した

【参考④】税法で定める「支払額確定時点(BCE)」(2)

【BCEの概要】(続き)

② 受給開始せずに75歳に到達したとき、および、死亡したとき

BCE5: 給付建制度において年金受給を開始せずに75歳に到達したとき

BCE5A: 拠出建年金制度において段階的引出しまたは柔軟な引出しの権利を取得後、実際の引出しを行わずに75歳に到達したとき

BCE5B: 拠出建制度において75歳到達時に受給開始していない年金原資が存在するとき

BCE5C: 75歳未満の加入者が死亡し、受給開始していない年金原資が存在するとき

BCE5D: 75歳未満の加入者が死亡し、受給開始していない年金原資が存在し、かつ、相続人が年金を購入する等を行ったとき

(注) これらの事由以外にも、一時金の受給(BCE6)、遺族一時金の受給(BCE7)、海外の年金制度への資金移換(BCE7)、BCE1~BCE7に該当しない受給開始の場合をBCEと定義

(出所) イギリス政府「Pension Tax Manual PTM031100」を参照して作成した

【参考⑤】 登録年金制度

- ◆ 登録年金制度は、2004年金融法により税制優遇を受けることのできる制度であり、税務申告を含む年金制度の管理・運営に責任を持つ「制度管理者 (Scheme Administrator) を置く必要がある。
- ◆ 登録年金制度において、制度管理者が不在となったとき、制度管理者が重大な納税上の錯誤を生じさせた場合、制度運営上の重要な情報に誤りがあったとき、制度からの給付が適正に行われなかったとき等の事情が発生したときは、イギリス歳入庁が登録を取り消すことがある。
- ◆ 2006年4月5日時点で税制適格であった年金制度に関しては、2006年4月6日以降も「登録年金制度」に自動的に移行した。
- ◆ 2004年4月5日時点の主な税制適格の要件は以下の通り
 - ① 受給権付与に必要な期間が2年以内であること
 - ② 年金額は被用者の最終給与の2/3以内であること
 - ③ 一時金給付は被用者の最終給与の3/80に加入年数を乗じた額以内であること
 - ④ 年金支給開始年齢は50歳以上75歳以下であること
 - ⑤ 事業主が必ず掛金を負担し、被用者負担掛金は給与の15%以内であること

(出所) イギリス政府「Pension Tax Manual PTM031100」を参照して作成した

【参考⑥】 適用除外制度の概要

- ◆ 公的年金制度で本格的な報酬比例年金は1975年社会保障法によって設けられたが、報酬比例年金創設当時、十分な給付水準（40年加入で最終給与の2/3が目安）の職域年金の対象者は適用対象外（適用除外）とされた
- ◆ 適用除外の場合、国民保険料から報酬比例年金相当分として保険料納付が免除される（リベート）
- ◆ 適用除外の要件は時期によって異なるが、年間非課税限度額・生涯非課税限度額の導入が検討されていた時期（2000年頃）の概要は以下の通り

【DB職域年金制度】

- ① 本人に一定以上の終身年金を支給すること
- ② 遺族年金は本人の年金額の1/2以上であること
- ③ 年金は実質価値が維持されること
- ④ 年金支給開始は公的年金の支給開始年齢以下であること

【DC職域年金制度】

リベート以上の掛金を支払うこと、および、DB職域年金制度の適用除外要件の②～④を満たすこと

【個人年金制度】

DC職域年金制度の適用除外の要件と基本的には同様であるが、年金支給開始年齢は55歳以上75歳以下であることが必要である

（出所） PPI「Pensions Primer 2012」、厚生年金基金連合会（現 企業年金連合会）「海外の年金制度」等



END

本資料の著作権は当研究所に帰属します。テキスト等の引用や転用については当研究所同意の上、出典を明記してのご利用をお願いします。